

第13回「会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議」事項書

平成24年7月13日

301委員会室

- 1 定例会の招集回数及び会期に関する執行部の意見聴取について

- 2 検証検討結果報告（最終案）について

- 3 三重県議会定例会の招集回数に関する条例の改正案について

- 4 その他

【配付資料】

- 資料1 定例会の招集回数及び会期についての執行部意見
- 資料2 会期等のさらなる見直しに関する検証検討結果報告（最終案）
- 資料3 検証検討結果報告に係る今後の検討項目
- 資料4 三重県議会定例会の招集回数に関する条例の一部を改正する条例案

定例会の招集回数及び会期についての執行部意見

三重県総務部

平成 24 年 7 月 13 日

定例会の招集回数を基本的に年 1 回とし、「通年議会」を導入すること、及び会期を 1 月から 1 2 月までとすることについて、執行部の意見は以下のとおりです。

1 定例会の招集回数を基本的に年 1 回とし、「通年議会」を導入することについて

(休会日における執行部の対応について)

休会日における執行部の対応については、平成 19 年度の「会期等の見直しについて(検討結果報告書)」において、「会期が長くなることに伴う執行部幹部職員の議会対応については、委員会等開催日を除く休会日にあつては、知事からの申入れどおり、従来の閉会中と同様の取扱いとする。」とされているところであり、「通年議会」を導入するのであれば、これまで以上に御配慮いただきたい。

(年間スケジュールの調整)

前回のプロジェクト会議においても、委員から意見が出されていたところですが、執行部としても、定期的に会議を開催する日は、予算や決算のスケジュール等も鑑み、現在の会議開催時期を基本としていただきたい。

また、定例会を 2 回から通年に見直すことにより、会期が長期化することから、年間スケジュールの決定にあたっては、執行部と事前に十分調整していただき、年度途中の議会・執行部相互の公務の日程変更についても、柔軟に対応していただきたい。

(経費)

経費の抑制については、議会におかれても十分御配慮いただいていると受け止めておりますが、県財政がこれまでにない厳しい状況であることを踏まえ、経費の抑制について一層の御配慮をいただきたい。

(一事不再議)

会期等のさらなる見直しに関する検証検討結果報告(中間案)では、「事情の変更があったときは、一事不再議の原則の適用がない旨、会議規則で規定する」ことが検討課題とされていますが、定例的に再開する本会議の都度()、事情変更があったものとみなしていただきたい。

()従来の定例会年 4 回制時の会期に相当する期間ごとに、の意。

2 会期を 1 月から 1 2 月までとすることについて

1 月から 1 2 月までということであれば、特段の意見はありません。

会期等のさらなる見直しに関する検証検討結果報告

(最終案)

平成24年 月 日

三重県議会議会改革推進会議

会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議

目 次

はじめに	1
第1 定例会の招集回数及び会期	2
第2 本会議の運営方法等	8
1 招集日等の日程調整	
2 議案、請願等審査の方法	
(1) 請願、陳情の提出期限	
(2) 請願、陳情の審議	
(3) 請願の処理経過及び結果の報告	
3 質疑と質問の分離	
4 議案に関する質疑の方法	
(1) 開会日等提出議案に関する質疑	
(2) 質疑を行う議員	
(3) 随時提出議案に関する質疑	
(4) 質疑に係る発言通告	
(5) 質疑の方法	
(6) 質疑・答弁の場所	
(7) 質疑時間	
5 県政に対する質問の方法	
6 出席を求める説明員の範囲	
(1) 説明員の出席	
(2) 随時提出議案審議における説明員の出席	
(3) 副部長等の出席	
7 議会への提出資料について	
8 休会日における執行部の対応について	
9 会議録の調製について	
第3 委員会の運営方法等	18
1 計画的な運営	
2 所管事項概要説明	
(1) 調査の日程	
(2) 年間活動計画の協議	
3 常任委員会開催日数の増加	
4 常任委員会等の審査・調査の方法	

(1) 委員会の運営	
(2) 議案審査、所管事項調査の方法	
(3) 議案の審査	
(4) 請願、陳情の審査	
(5) 所管事項の調査	
(6) 公聴会の開催	
5 出席を求める説明員の範囲	
6 委員会の県内・県外調査	
第4 本会議、委員会等の開催経費等	<u>28</u>
第5 議会と知事との協議	<u>29</u>
第6 事務局態勢の充実等	<u>29</u>
第7 会期等の見直しに関する県民への広報等	<u>30</u>
第8 議会改革諮問会議最終答申の提言事項	<u>31</u>
1 議会・会派・議員の活動の在り方	
2 政策広聴、市町議会との交流・連携	
3 通任期制につながる議会活動	
参考資料	<u>34</u>

はじめに

三重県議会では、議事運営の弾力的、効率的な運用によって議会の機能強化を図るため、平成 19 年 12 月に「会期に関する検討プロジェクトチーム」がとりまとめた「会期等の見直しについて（検討結果報告書）」に基づき、会期等の見直しを行い、平成 20 年から定例会の招集回数を年 4 回から年 2 回に改め、会期日数を大幅に増やすとともに、本会議、委員会等の運営方法の見直しを行った。

その後、2 年を経過した時点で、定例会年 2 回制導入後の 2 年間の取組の検証と今後の在り方について検討を行い、平成 22 年 4 月に「会期等の見直しに関する検証検討プロジェクト会議」がとりまとめた「会期等の見直しに関する検証検討結果報告」に基づき、議員任期満了年の定例会招集回数を 3 回とし、議案に関する質疑等について運営方法の見直しを行った。

このような中、平成 23 年 1 月には三重県議会議会改革諮問会議から議長あてに最終答申「三重県議会における議会改革のさらなる取組 - 改革度 No. 1 議会の次への展開 - 」が提出され、会期のさらなる見直しについて、議会・会派・議員の 3 つの活動のバランスに配慮した上で、通年議会を前提にした議会の年間スケジュールの検討を行うこと等が提言された。

議会改革推進会議では、議会改革諮問会議の最終答申を受け、会期等のさらなる見直しに関する検証及び検討を行い、結果を取りまとめるため、平成 23 年 6 月に「会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議」を設置し、以来 **13** 回にわたり会議を開催して議論を重ねてきたところである。

検証、検討作業に当たっては、会期等の見直しに関する過去 2 回の検討と同様に、定例会の招集回数及び会期の設定だけでなく、議事運営のあり方を含めた検証、検討が必要であるとの考え方に立ち、過去 2 回の結果報告に掲載された項目ごとに、「現行運用状況」の把握と「検討課題等」の抽出を行った。

その上で、抽出された課題等に対する改善方策について協議、検討を行い、項目ごとに「検証検討結果」として整理した。

議会改革諮問会議の最終答申で提言された項目については、特に重点的に検証、検討を行ったため、検討項目ごとに最終答申の該当部分を抜粋して提示することとした。

なお、検証、検討に当たっては、過去 2 回の検討と同様、次の「会期等の見直しに当たっての基本的な考え方」に留意した。

- 1 議会の機能を強化するものとなること。
- 2 県民サービスの向上につながること。
- 3 経費の大きな増加とならないこと。

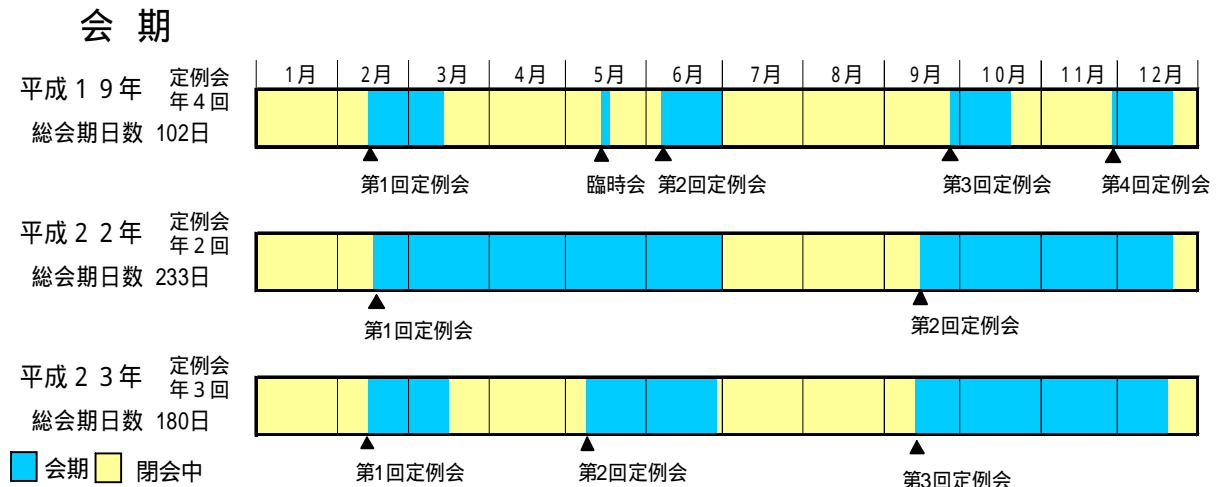
第1 定例会の招集回数及び会期

【現行運用状況】

平成20年から、定例会の招集回数を年4回から年2回に改めたが、平成23年は議員任期満了のため、年3回とした。平成20年から平成23年までの定例会、臨時会の開催状況は次のとおりである。

【平成20年】 第1回定例会 2月19日～6月30日(133日間) 第1回臨時会 8月12日 (1日間) 第2回定例会 9月16日～12月19日(95日間) 年間総会期日数(229日間)	【平成21年】 第1回定例会 2月16日～6月30日(135日間) 第1回臨時会 8月3日 (1日間) 第2回定例会 9月16日～12月18日(94日間) 年間総会期日数(230日間)
【平成22年】 第1回定例会 2月16日～6月30日(135日間) 第2回定例会 9月15日～12月21日(98日間) 年間総会期日数(233日間)	【平成23年】 第1回定例会 2月14日～3月16日(31日間) 第2回定例会 5月9日～6月28日(51日間) 第3回定例会 9月14日～12月20日(98日間) 年間総会期日数(180日間)

定例会・臨時会の会期設定状況(平成19年・22年・23年)



定例会・臨時会の会期日数(平成19年～23年)

	平成19年							計	平成20年							計	平成21年							計
	第1回定例会	第1回臨時会	第2回定例会	第3回定例会	第4回定例会	会期中小計	閉会中		第1回定例会	第1回臨時会	第2回定例会	会期中小計	閉会中	第1回定例会	第1回臨時会		第2回定例会	会期中小計	閉会中					
日数	29	4	23	23	23	102	263	365	133	1	95	229	137	366	135	1	94	230	135	365				
	平成22年					計	平成23年					計												
	第1回定例会	第2回定例会	会期中小計	閉会中	第1回定例会		第2回定例会	第3回定例会	会期中小計	閉会中														
日数	135	98	233	132	365	31	51	98	180	185	365													

定例会・臨時会の会期日数の内訳（平成19年～23年）

	平成19年						平成20年				平成21年			
	第1回 定例会	第1回 臨時会	第2回 定例会	第3回 定例会	第4回 定例会	計	第1回 定例会	第1回 臨時会	第2回 定例会	計	第1回 定例会	第1回 臨時会	第2回 定例会	計
会期日数の内訳	29	4	23	23	23	102	133	1	95	229	135	1	94	230
本 会 議	開会、採決、議案上程、閉会	3	2	2	2	2	7	1	6	14	11	1	4	16
	議案質疑						1			1	1			1
	代表質問	1		1			2	1	1	2	1		1	2
	一般質問	3		2	3	3	11	6	6	12	7		5	12
休 会 日	委員会開催	7		6	8	10	28		27	55	25		25	50
	その他議決休会	7	2	6	3	2	20		25	73	47		27	74
休日休会	8		6	7	6	27	42		30	72	43		32	75

	平成22年			平成23年				
	第1回 定例会	第2回 定例会	計	第1回 定例会	第2回 定例会	第3回 定例会	計	
会期日数の内訳	135	98	233	31	51	98	180	
本 会 議	開会、採決、議案上程、閉会	8	6	14	4	4	6	14
	議案質疑	1		1		1	1	1
	代表質問	1	1	2	1	1	1	3
	一般質問	7	5	12	4	2	6	12
休 会 日	委員会開催	23	24	47	8	19	33	60
	その他議決休会	52	29	81	6	11	18	35
休日休会	43	33	76	8	14	33	55	

【議会改革諮問会議 最終答申】

4 会期のさらなる見直し

(2) 通年議会を前提にした議会の年間スケジュールの検討

定例会が年4回制から年2回制に変更になったことにより、会期日数がこれまでの約100日間から230日程度と大幅に増加し、議会活動が大変忙しくなったとする意見が議員ヒアリングで出されておりました。そこで、会期見直しの前後における各会議（本会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会、検討会等、議会改革推進会議、ワーキンググループ）ごとに日数の現状と増減要因を分析しました。その結果、会期日数には休日も含まれていることから、一概に会議日数が増加したわけではなく、むしろ、会期制の変更と合わせて常任委員会の開催方法を変更したことや、平成20年度以降にテーマごとの検討会等を設置したことなどに伴い、全体の会議日数が増加したものと整理されました。必ずしも、会期制の変更が会議日数の増加に直接結びついたとは言えないと考えられます。

そこで、今後は、会期の有無に関係なく、年間を通じて議会活動をどうしていくかという視点から、通年議会を前提にした議会スケジュールの検討を提案します。この場合、会派や議員の活動を実質的に制約している委員会や各種会議、そして県内・県外調査などの在り方も含めて検討していくことが重要となります。

なお、会期制については、国の地方行財政検討会議第一分科会においても議論が進められていますが、通年制にする場合、次のような課題がありますので、今後、この

制度を採用する場合は、執行機関とも十分に協議しておく必要があります。

< 通年議会を採用する場合の検討課題 >

会議のあり方について

通年制を採用した場合、約1年の長期間にわたって議長がいつでも会議を開くことができることとなり、議長の裁量が大きく拡大することから、開議・閉議に係る一定のルール（例えば、定期的に会議を開催する日、会議の時間帯）を条例等で定める必要があると考えます。

専決処分について

通年制を採用した場合、現行の長（知事）の専決処分の要件のうち、もっとも適用事例の多い「特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるとき」という要件は適用されなくなります。一方、長が議長に開議の請求をした場合に、議会が一定期間内に会議を開かない場合、あるいは何らかの事情により開くことができない場合には、専決処分をすることができる手続きについても、条例等により定めておく必要があります。

一事不再議について

同一会期中に一度議決された同一の事項について再び意思決定をしない「一事不再議」の原則は、法令上規定されたものではありませんが、三重県議会会議規則第16条では、この原則を規定しています。

議会で扱う議事は、常に变化する社会情勢に応じてなされるべきものであることを考えると、一事不再議により、長く将来の議事を拘束するのは好ましくないと考えます。

従って、通年制を採用した場合でも一事不再議の原則が基本的には適用されるものの、議決後に事情の変更があり、急を要する場合などにおいては、この原則を適用除外できるように、会議規則を見直しておく必要があります。

【検討課題等】

会期設定をどうするか。会期の設定方法として、先行自治体議会パターンと自治法改正案パターンが考えられる。

先行自治体議会パターン

全国で通年議会を導入済みの自治体議会の会期設定方法で、1月から12月まで（他に4月から3月まで、5月から4月まで等のパターンがある。）を会期として、1月に本会議を招集し、従来の定例会年4回制時の本会議開催時期である3月、6月、9月及び12月を定例会月として、本会議を再開のうえ、議案審議、一般質問等を行う。1月及び定例会月以外の月は休会とし、常任委員会の所管事項調査等を中心に活動する。

定例会年4回制時の議事日程をベースとしているため、議案審議や一般質問等に係る議事運営の大幅な変更は必要ない。

自治法改正案パターン

総務省の地方自治法改正案の中で示された会期設定方法で、特定の日から翌年の当該日の前日までを会期とし、定期的に本会議を開く日（定例会）を設定する。知事は、議案等を示して定例会以外の日において会議を開くことを請求することができ、議長は、請求があった日から7日以内に会議を開かなければならない。

定例会以外は、年間の議事予定を自由に組み立てることができ、夜間や休日の開催等の柔軟な議事運営が容易になるが、定例会年4回制時と異なる議事予定を組んだ場合、議案審議や一般質問等に係る議事運営の変更が必要となる。

なお、地方自治法改正案が提示された当初の段階では、「1月中の特定の日」を会期の始期とし、「毎月1日以上 の定例会」に会議を開くこととしていたが、地方制度調査会の意見等を受けて、「1月中の招集」と「毎月1日以上 の開催」を削除し、より自由度の高い運用が可能となるよう改正案を修正した。

会期の始期及び終期をいつにするか。

通年議会の会期設定の事例

- ・ 1月～12月 北海道白老町、宮城県蔵王町、神奈川県開成町、千葉県長生村、長野県軽井沢町、岩手県紫波町、長崎県壱岐市、石川県津幡町、神奈川県寒川町
- ・ 4月～3月 北海道福島町、熊本県御船町、福岡県川崎町
- ・ 3月～2月 長野県小布施町
- ・ 5月～4月 三重県四日市市
- 長崎県 平成24年3月16日に条例改正、同年4月施行、会期は5月～3月
- 栃木県 平成24年3月23日に条例改正、同年4月施行、会期は1月～12月

現行制度と通年議会の比較検討。メリット・デメリットは何か。

通年議会を採用する場合の検討課題をどう解決するか。

- ・ 開議・閉議に係るルールの設定
知事からの開議請求の取扱い
- ・ 専決処分 の取扱方法
定例会年2回制の導入後、平成20年～22年は0件、平成23年は4件。
- ・ 一事不再議の原則を適用しない場合
事情変更をどのような場合に認めるか。会議規則変更の要否。
〔参考〕会議規則第16条 議会で議決された事件については、同一会期中は、再び提出することができない。

【検証検討結果】

四日市市議会における通年議会の取組に関する調査（参考資料1を参照）地方議会の会期制度に関する大山礼子駒澤大学教授の講演（参考資料2を参照）等を踏ま

え、定例会の招集回数及び会期設定の在り方について、検証、検討を行ったところ、次に掲げる意見が提出された。

通年議会のメリットについて

- ・会期に縛られずに活動できるメリットは大きい。何かあったときに、議会としてすぐに対応できる態勢をとることが必要である。
- ・現行の7月、8月は閉会中であるが、自然災害が発生しやすい時期なので、いつでもすぐに対応できる態勢が必要である。行政監視は、通年で行うべきである。
- ・県民サービスの向上の観点から、災害時等にフレキシブルに対応できる通年議会を導入すべきである。
- ・メリットとして、閉会中は議会が休んでいるという住民の不信感の払拭があげられているが、これは議員が自分自身に問いかけるべきことであり、角度が違う。
- ・住民の不信感に対しては、年2回制のもとで、県民サービスの向上や議会機能の拡充をしっかりとやらねばよい。

会期設定について

- ・地方自治法改正案にも通年会期が明示され、通年制への流れができています。通年制で、県民参画を得ながら、議会の権能向上を図るべきです。
- ・県民から見て、閉会中と休会中の違いはわかりにくい。通年議会にすれば、県民から一番わかりやすくなる。
- ・定例会を年4回から年2回に変更した際には、委員会開催方法の見直し等を行ったため、公聴会開催や参考人招致、専決処分等について多くの成果が得られた。現行の年2回制で、議会は十分な活動ができています。
- ・年4回制から年2回制にしたことにより、議会の権能は向上したと思うが、通年制でさらに向上するイメージがわかりません。メリハリも必要です。

議員活動について

- ・議員活動は、地元での活動が多くなる。閉会中は地元課題に対応しやすいので、会期の区切りは必要です。
- ・県外・海外調査はまとまった期間が必要となるため、閉会中の方がやりやすい。

常任委員会の活動について

- ・継続調査により、閉会中も常任委員会は活動できる。常任委員会を通年化して、閉会中に調査したことを委員長報告すればよい。

以上の検討結果を踏まえ、会期等のさらなる見直しに関する検証及び検討を行うことを託された当プロジェクト会議として、定例会の招集回数及び会期設定の在り方について、次のとおり提言する。

東日本大震災や紀伊半島大水害など、未曾有の大災害に際して顕著になったように、「いつでもすぐに活動できる態勢づくり」は、議会として非常に重要である。

年間を通して議会活動が可能となる通年制は、執行部の行政活動を継続して監視することで、議会の機能を強化するとともに、災害など不測の事態に対する危機管理態勢が整えられ、県民サービスの向上につながることから、三重県議会として、通年議会を導入することが適当と考える。

しかしながら、会期を通年とすることで、議会活動の比重が大きくなり、地域での議員活動の時間が減少するおそれがあることや、執行部の行政能率への影響といった懸念があるため、通年議会の導入に当たっては、これらの課題に十分配慮することが望まれる。必要であり、現行のスケジュールを基本として、年間議事予定を組むことが適当と考える。

また、会期の設定については、先行自治体議会パターンを採用し、3月末の税制改正関連の条例案審議等を考慮して、年度単位で区切るのではなく、始期を1月、終期を12月とすることが適当と考える。

なお、議員任期満了の年については、定例会の招集回数を年2回とし、第1回の始期を1月、終期を4月、第2回の始期を5月、終期を12月とすることが適当と考える。

通年議会を採用する場合の検討課題については、次のように対応する。

ア 開議・閉議に係るルールの設定について

会期が長期になると、開議・閉議に係る議長の裁量が大きく拡大することから、知事から付議すべき議案等を示したうえで開議の請求があった場合は、議長は7日以内に本会議を開催しなければならないというルールを設定する。地方自治法改正案にも同様の規定が用意されている。

イ 専決処分の取扱方法

通年議会を導入した場合、原則として専決処分の要件は適用されなくなるため、緊急の議案等を審議すべき場合は、アに示した開議のルールにより、知事から開議請求を行うことにより対応する。

ウ 一事不再議の原則を適用しない場合

通年議会においても一事不再議の原則が適用されるが、議決時点からの政治的、経済的又は社会的な環境変化があり、客観的に事情が変更したと認められる場合には、議会運営委員会において協議のうえ、事情変更の原則を適用する。事情の変更があったときは、一事不再議の原則の適用がない旨、会議規則で規定する。

なお、事情の変更があったときの判断基準については、今後、検討する必要がある。

第2 本会議の運営方法等

1 招集日等の日程調整

【現行運用状況】

招集日、会期、本会議、委員会開催日等の日程については、事前に執行部と調整を行い、6月及び12月の議会運営委員会で、向こう1年間の「年間議事予定(案)」を協議、決定し、公表している。

【検討課題等】

開会時点で、向こう1年間の年間議事予定を確定させる必要があるが、現行においても、事前に執行部と日程調整の上、議会運営委員会で決定している。【確認事項】

2 議案、請願等審査の方法

【現行運用状況】

随時提出議案の審議については、提出日から採決日まで最低3日間の審議日数を確保することとしている。

また、急施を要する議案のうち、開会日等提出議案については先議を行い、それ以外の、休会日等に提出された随時提出議案については本会議を急遽開催して審議を行うなど、柔軟な取扱いを行っている。

【議会改革諮問会議 最終答申】

5 議員間討議の充実

(1) 会期等の見直しによる討議時間の確保

今年度に諮問会議が改めて行った会期等の見直しにかかる検証の結果、常任委員会の開催日数を1委員会当たり1日間から2日間に伸ばして部局別に審議するよう変更し、定例会を年4回から2回に改め、年間の総会期日数を大幅に増加したことにより、議員間討議の時間が持てるようになりました。また、参考人の招致や公聴会の開催などによって、議案、請願、調査事項等の内容に応じた的確な審査、調査が可能になったと評価されます。

特に、公聴会は、平成20年に52年ぶりに開催され、21年にも1回開催されたほか、参考人も平成20年には41人、平成21年には35人と多く招かれています。

従って、会期の見直しによる会期日数の増加と、それに合わせて行われた委員会運営方法の変更は、議員間討議の充実にとって効果的であったと考えられますが、今後は、先に述べた会期等のさらなる見直しと合わせて、さらに改善していくことが求められます。

(2) 本会議での議論方法の改善

本会議は、議会における議論の最も重要な場であり、テレビで中継がされるなど議会の情報発信力の良い機会にもなっています。しかしながら、本会議では執行機関に対する質問が会派や議員個人で個々にされており、21年度に実施した県職員アンケートでは、議会全体の議論となっておらず、政策議論にはつながりにくいといった意見が出されています。

議会での質問内容は、個々の議員の裁量によるものではありませんが、全国の自治体議会の中には、本会議の一般質問で、会派を超えて質問を練り上げ論点を明確にしている例もあります。

今後は、議会全体で、首長からの提案に対する調査や論点の組み立てを行っていく手法も検討していく必要があります。

【検討課題等】

本会議における議員間討議を充実させるため、議案審査結果の委員長報告に対する質疑を活発化する。そのためには、委員長報告の事前配付、議案審議日程の延長等も必要になるのではないか。

本会議における議員間討議のための新たな制度も必要ではないか。

【検証検討結果】

現行制度でも委員長報告に対する質疑は可能なので、必要に応じて質疑を行えばよい。

委員会における委員間討議で実質的な議論ができるので、本会議における議員間討議のための新たな制度については、特に必要ない。

(1) 請願、陳情の提出期限

【現行運用状況】

請願及び陳情の受付締切日は、毎定例会開会日、6月及び11月の議案上程日の年4回としている。

【議会改革諮問会議 最終答申】

4 会期のさらなる見直し

(2) 一事不再議について【再掲】

同一会期中に一度議決された同一の事項について再び意思決定をしない「一事不再議」の原則は、法令上規定されたものではありませんが、三重県議会会議規則第16条では、この原則を規定しています。

議会で扱う議事は、常に変化する社会情勢に応じてなされるべきものであることを考えると、一事不再議により、長く将来の議事を拘束するのは好ましくないと考えます。

従って、通年制を採用した場合でも一事不再議の原則が基本的には適用されるものの、議決後に事情の変更があり、急を要する場合などにおいては、この原則を適用除外できるように、会議規則を見直しておく必要があります。

【検討課題等】

請願、陳情の提出期限については、提出機会を確保するため、年1回の開会日だけとせず、現行と同じく年4回を維持する。【確認事項】

一事不再議の原則が適用される期間が長くなるが、請願、陳情は住民の要望であり、議会はこれを審議、決定等する義務があることから、一事不再議の原則は適用されない。【確認事項】

(2) 請願、陳情の審議

【現行運用状況】

受理した請願については、請願文書表を作成し、議場配付して所管の委員会に付託しており、付託委員会での審査結果は、審査結果報告書として議場配付し、本会議での委員長報告は行わない。なお、閉会中の審査を行った例はない。

また、受理した陳情については、陳情受付状況一覧表を作成し、議場配付している。

【検討課題等】

年に4回提出される請願、陳情にあわせて、それを審査する常任委員会を開催する必要があるが、現行においても、提出にあわせて年4回の審査を行っている。【確認事項】

(3) 請願の処理経過及び結果の報告

【現行運用状況】

採択された請願のうち、処理経過及び結果の報告を知事等に求めたものについては、知事から提出された報告を請願者に通知している。

請願の処理経過及び結果の報告については、委員会等で議論されることが少ない。

【検討課題等】

処理経過及び結果の報告については、現行どおり、1年経過ごとに通算4回を限度として求める。【確認事項】

処理経過及び結果の報告があった場合、調査を省略せずに、原則として付託議案を審査する常任委員会において調査を行うべきではないか。

【検証検討結果】

請願の処理経過及び結果の報告があった場合、原則として、所管する常任委員会において調査を行うものとする。

3 質疑と質問の分離

【現行運用状況】

平成20年から「議案に関する質疑」と「県政に対する質問」を分離し、上程議案に関する質疑の機会を設けている。

本会議での発言議員数の内訳（平成19年～23年）

	平成19年						平成20年				平成21年				
	第1回 定例会	第1回 臨時会	第2回 定例会	第3回 定例会	第4回 定例会	計	第1回 定例会	第1回 臨時会	第2回 定例会	計	第1回 定例会	第1回 臨時会	第2回 定例会	計	
発言議員数	14	1	18	25	21	79	66		63	129	59		49	108	
内 訳	議案質疑						12		11	23	13		7	20	
	代表質問	2		2		4	2		3	5	3		2	5	
	一般質問	10		10	13	13	26		26	52	30		22	52	
	関連質問	2		3	6	2	13	10		7	17	7		10	17
	討論		1	3	6	6	16	16		16	32	6		8	14

	平成22年			平成23年				
	第1回 定例会	第2回 定例会	計	第1回 定例会	第2回 定例会	第3回 定例会	計	
発言議員数	61	58	119	35	15	47	97	
内 訳	議案質疑	12	14	26	9	3	10	22
	代表質問	2	2	4	2	2	2	6
	一般質問	29	22	51	16	9	26	51
	関連質問	15	8	23	4	1	4	9
	討論	3	12	15	4		5	9

【検討課題等】

議案に関する質疑は、現行どおり実施する必要があるか。

【検証検討結果】

議案に関する質疑は必要であり、質疑と一般質問は明確に分離すべきである。

4 議案に関する質疑の方法

(1) 開会日等提出議案に関する質疑

【現行運用状況】

議案に関する質疑は、代表質問のある月は代表質問後に引き続き行い、代表質問がない月は一般質問日の前に別途議案質疑日を設定して行っている。

質疑議員 平成 20 年 23 人 平成 21 年 20 人 平成 22 年 26 人 平成 23 年 22 人

【検討課題等】

特になし

(2) 質疑を行う議員

【現行運用状況】

平成 21 年 11 月から、全ての議員に議案に関する質疑を認めている（平 21 年 11 月 16 日 議会運営委員会申合せ）

議案に関する質疑は、代表質問のある月は代表質問後に引き続き行い、代表質問がない月は一般質問日の前に別途議案質疑日を設定して行っている。

【検討課題等】

特になし

(3) 随時提出議案に関する質疑

【現行運用状況】

随時提出議案について、緊急を要する場合を除き、原則として提出日 3 日前までに議員に議案書を配付し、議案に関する質疑を議案聴取会終了後に実施している。

議案上程日当日に審議を終える必要がある議案については、議案聴取会終了後、引き続き議案に関する質疑を行っている。

【検討課題等】

特になし

(4) 質疑に係る発言通告

【現行運用状況】

随時提出議案について、緊急を要する場合を除き、原則として提出日 3 日前までに議案書を議員に配付している。また、議案聴取会終了後、ある程度時間を空けてから本会議を再開し、議案に関する質疑を行っている。

【検討課題等】

特になし

(5) 質疑の方法

【現行運用状況】

質疑時間は、答弁を含め 15 分程度とされており、発言時間が短いため、質疑議員の多くが一括質問方式を選択している。

【検討課題等】

特になし

(6) 質疑・答弁の場所

【現行運用状況】

議提議案に関する質疑、委員長報告に対する質疑については、質疑議員は議員発言用演壇から、答弁議員は議長席前演壇からそれぞれ行うこととしている。

代表質問、一般質問時に限らず、本会議の全てについて、インターネット中継画像と同一画像を議場内スクリーンに映写することとしている。

【検討課題等】

特になし

(7) 質疑時間

【現行運用状況】

質疑時間は、答弁を含め 15 分程度とすることとしている(平 22 年 5 月 28 日 議会運営委員会申合せ)。

【検討課題等】

現行の制度では、質疑を行う議案数は 1 本のが多く、複数の議案について質疑を行おうとする場合は、15 分程度では時間が足りないのではないかと。

【検証検討結果】

質疑時間については、対象とする議案数等により必要となる時間が異なり、どのくらいが適当なのか難しいが、現行制度は議会運営委員会の申し合わせで決定されており、15 分程度のままとする。

5 県政に対する質問の方法

【現行運用状況】

代表質問は、5 人以上の会派の代表者に 1 人 70 分程度で、年 2 回(2 月、9 月、議員

改選時は直後も)実施している。

一般質問は、正副議長を除く各議員が年間1回質問できることを基準に各会派に配分し、1人60分程度で年4回(2月、6月、9月、12月)実施している。

代表質問議員 平成20年 5人 平成21年 5人 平成22年 4人 平成23年 6人

一般質問議員 平成20年 52人 平成21年 52人 平成22年 51人 平成23年 51人

【議会改革諮問会議 最終答申】

5 議員間討議の充実

(2) 本会議での議論方法の改善【再掲】

本会議は、議会における議論の最も重要な場であり、テレビで中継がされるなど議会の情報発信力の良い機会にもなっています。しかしながら、本会議では執行機関に対する質問が会派や議員個人で個々にされており、21年度に実施した県職員アンケートでは、議会全体の議論となっておらず、政策議論にはつながりにくいといった意見が出されています。

議会での質問内容は、個々の議員の裁量によるものではありませんが、全国の自治体議会の中には、本会議の一般質問で、会派を超えて質問を練り上げ論点を明確にしている例もあります。

今後は、議会全体で、首長からの提案に対する調査や論点の組み立てを行っていく手法も検討していく必要があります。

【検討課題等】

議員個人ではなく、議会全体として論点を明確にししながら、執行部に対する質問を行う方法を検討する必要はないか。例えば、質問項目が重複しないよう、議会運営委員会等で一般質問に関する会派間の情報交換を行い、論点を絞り込んでいく等。

文書質問文書による質問制度等、新たな質問形式を創設する必要はないか。例えば、一般質問終了後の一定期間中に**文書質問文書による質問**を受け付け、閉会日又は採決日までに執行部から回答を得る等。

【検証検討結果】

一般質問は議員個人の裁量が大きい部分であり、それぞれ得意分野やテーマを持って行っている。議会全体として執行部に対峙していくのは、必要な課題があれば、代表者会議等の場でとりまとめていくことが可能である。なお、現在、会派内で質問項目の事前調整は行っている。以上より、一般質問は現行どおりとする。

代表質問は現行どおりとするが、必要があれば、議会運営委員会等で協議のうえ、通例の会議以外でも実施する。

文書質問文書による質問制度は、質問方法を多様化し、議会の機能を強化する観点から有意義である。実施方法の詳細は、議会基本条例に関する検証検討プロジェクト会議で具体的な検討を**している。**~~がなされ、議会基本条例の改正により、制度化され~~

た。

6 出席を求める説明員の範囲

(1) 説明員の出席

【現行運用状況】

議会の構成等に関する事項と議案等の審議を併せ行う本会議には、議会の構成等に関する審議時には、説明員の出席を求めず、当該議事が終了後暫時休憩し、説明員の出席を求めて議案等の審議を行う。

開会日、議案上程日等の提案説明時には、説明員を知事、副知事及び総務部関係職員のみ限定している。

【検討課題等】

特になし

(2) 随時提出議案審議における説明員の出席

【現行運用状況】

随時提出議案上程後の提案説明の際には、説明員を知事、副知事及び総務部関係職員のみ限定している。

随時提出議案の採決前には、付託委員会における審査の経過と結果について委員長報告を行うため、議案に係る部局長等の出席を求めている。

随時提出議案の上程日当日に審議を行う場合には、提案説明時、採決時ともに、知事、副知事、関係部局長及び総務部関係職員の出席を求めている。

【検討課題等】

特になし

(3) 副部長等の出席

【現行運用状況】

各部局副部長、次長については、説明員としての出席を求めていない。

ただし、答弁を行う知事、部局長等を補佐するために連絡、調整を行う「執行部連絡員」として、執行部が副部長以下の職員から選定する者の在室を9名以内で認めている。

【検討課題等】

特になし

7 議会への提出資料について

【現行運用状況】

議会運営委員会等に提出される議案概要について、特に予算議案に関する記載が簡略であったが、予算の主要な内容、見込み額等の概要が記載されるようになった。

常任委員会の提出資料は事前に配付されているが、議案聴取会、全員協議会等の資料は、会議当日に配付されている。

【検討課題等】

十分な調査ができるよう、議案概要等の資料内容の充実や、議案聴取会、全員協議会等の資料の事前配付等が必要ではないか。

余裕のある日程で議案を審議できるよう、議案聴取会を提案説明の翌日に行う必要はないか。

【検証検討結果】

— 審査、調査の内容を充実させるため、議案聴取会、全員協議会等の資料は、事前配付が必要である。ただし、まず、全員協議会の配付資料について、対応可能なものから始めることとし、議案聴取会の開催日及び配付資料の取扱いについては、当分の間、現行どおりとする。

~~— 資料が事前配付されていれば、議案聴取会を提案説明の翌日に行う必要はない。~~

8 休会日における執行部の対応について

【現行運用状況】

委員会等開催日を除く休会日における執行部幹部職員の議会对応については、従来の閉会中と同様の取扱いとしている。

【検討課題等】

特になし

9 会議録の調製について

【現行運用状況】

定例会年2回制の導入により会期が長くなったため、定例会前半部分について暫定版を作成し、議会ホームページの会議録検索システムに掲載するとともに、議会図書室に配架している。

【検討課題等】

現行制度のまま通年議会を導入すると、会議録の調製、配付が年1回となり、発言内容等の確認ができにくくなるので、会期中は発言の取消し又は訂正を可能とする会議規則第47条の規定を改正して、発言内容の確定時期を早めたり、議会ホームページに掲載している暫定版を活用することが必要ではないか。

〔参考〕会議規則第47条 議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て自己の発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

【検証検討結果】

通年議会を導入するのであれば、会議規則第47条の規定を改正して発言内容の確定時期を早めるとともに、暫定版を活用することにより、発言内容等の確認が容易にできるようにすべきである。

なお、発言内容の確定時期及び会議録調製の期間については、今後、検討する必要がある。

第3 委員会の運営方法等

1 計画的な運営

【現行運用状況】

常任委員会については、委員改選後に、所管事項概要説明の調査結果をもとにして年間活動計画を作成している。

特別委員会については、県政の重要課題に対応する目的達成型の委員会として必要の都度設置するとされたことから、委員会設置後にそれぞれ活動計画を作成している。

【検討課題等】

年間活動計画を有効に活用した委員会運営の方法を、再度検討すべきではないか。

【検証検討結果】

意見なし

2 所管事項概要説明

【現行運用状況】

5月下旬に実施している所管事項概要説明の調査については、原則として説明の聴取を主に行い、細部にわたる質疑については、後日開催される定例の常任委員会の所管事項調査の中で行っている。

【検討課題等】

特になし

(1) 調査の日程

【現行運用状況】

所管事項概要説明については、1日1部局（1委員会当たり2日間）の調査とし、3委員会の同日開催としていたが、県民や委員会所属外の議員が傍聴できる機会を増やすため、平成22年から1日2部局の調査とし、2委員会の同日開催としている。

【検討課題等】

特になし

(2) 年間活動計画の協議

【現行運用状況】

年間活動計画の作成に当たり、委員間の議論が十分行われていない場合がある。

【検討課題等】

年間活動計画を有効に活用した委員会運営の方法を、再度検討すべきではないか。

【検証検討結果】

意見なし

3 常任委員会開催日数の増加

【現行運用状況】

定例開催する行政部門別常任委員会(予算決算常任委員会分科会を含む。)の議案等審査及び所管事項調査については、1日1部局の審査、調査とし、1委員会当たり2日間開催している。開催日程は、1日当たり3委員会を同日開催している。

原則として、常任委員会予備日には常任委員会を、委員会等予備日には諸会議等を、それぞれ開催している。

議事囑託員を配置して、委員会会議録の調製作業を効率的に行うよう努めている。

委員会の開催回数等の内訳(平成19年~23年)

	平成19年									平成20年					
	第1回 定例会	第1回 臨時会	第2回 定例会	第3回 定例会	第4回 定例会	会期中 小計	閉会中	計	第1回 定例会	第1回 臨時会	第2回 定例会	会期中 小計	閉会中	計	
委員会開催回数	15	14	13	18	19	79	23	102	105		83	188	17	205	
内 訳	行政部門別常任委員会(分科会含む)	6	7	6	8	9	36	7	43	55		43	98	9	107
	予算決算常任(特別)委員会	2	1	1	2	2	8	6	14	8		11	19	1	20
	議会運営委員会	5	2	3	3	4	17	5	22	22		14	36	3	39
	特別委員会	2	4	3	5	4	18	5	23	20		15	35	4	39
委員会参考人数				10	7	17	5	22	13		15	28	13	41	
公聴会公述人数											2	2		2	

	平成21年						平成22年						平成23年					
	第1回 定例会	第1回 臨時会	第2回 定例会	会期中 小計	閉会中	計	第1回 定例会	第2回 定例会	会期中 小計	閉会中	計	第1回 定例会	第2回 定例会	第3回 定例会	会期中 小計	閉会中	計	
委員会開催回数	101	2	72	175	16	191	103	84	187	13	200	37	49	73	159	9	168	
内 訳	行政部門別常任委員会(分科会含む)	55		45	100	2	102	60	49	109	6	115	23	31	43	97	4	101
	予算決算常任(特別)委員会	8	1	10	19	1	20	11	12	23	1	24	4	5	14	23	1	24
	議会運営委員会	25	1	11	37	4	41	25	15	40	2	42	9	9	16	34	2	36
	特別委員会	13		6	19	9	28	7	8	15	4	19	1	4		5	2	7
委員会参考人数	16		8	24	11	35	1	3	4	5	9		8	1	9	1	10	
公聴会公述人数	5			5		5												

【議会改革諮問会議 最終答申】

5 議員間討議の充実

(1) 会期等の見直しによる討議時間の確保【再掲】

今年度に諮問会議が改めて行った会期等の見直しにかかる検証の結果、常任委員会の開催日数を1委員会当たり1日間から2日間に伸ばして部局別に審議するよう変更し、定例会を年4回から2回に改め、年間の総会期日数を大幅に増加したことにより、議員間討議の時間が持てるようになりました。また、参考人の招致や公聴会の開催などによって、議案、請願、調査事項等の内容に応じた的確な審査、調査が可能になったと評価されます。

特に、公聴会は、平成20年に52年ぶりに開催され、21年にも1回開催されたほか、参考人も平成20年には41人、平成21年には35人と多く招かれています。

従って、会期の見直しによる会期日数の増加と、それに合わせて行われた委員会運営方法の変更は、議員間討議の充実にとって効果的であったと考えられますが、今後は、先に述べた会期等のさらなる見直しと合わせて、さらに改善していくことが求められます。

(3) 委員会運営等の改善

上記のとおり、委員会運営方法の変更は、議員間討議の充実にとって一定の効果があったものの、議員ヒアリングの結果からは、さらに改善が必要であるとの認識があります。また、平成22年度に実施した会派活動ヒアリングの結果では、検討会等での議論は活発であるものの、常任委員会においては、議論しやすいテーマとしにくいテーマがあることや、委員長の運営方法により討議の状況が異なることが分かりました。

そこで、委員会運営のどのような点について改善すれば、議員間討議の充実につながっていくのか、次のとおり整理しました。

行政部門別常任委員会

(途中省略)

なお、地方自治法上は議員が複数の常任委員会に所属できることになっているものの、三重県議会においては委員会条例において実質1つの行政部門別常任委員会にしか所属できない定めとなっているため、少人数の会派においては、特定の委員会にしか関わることができないという制約があることに留意する必要があります。

【検討課題等】

重要議案や会派間で賛否が分かれる議案、請願等については、複数日の審査を通例とし、慎重に審査すべきではないか。その場合、審査日程の増加、弾力化等、委員会運営方法の再検討が必要になる。

行政部門別常任委員会を1日2委員会の開催とする等により、少数会派の議員が、所属委員会以外の委員会を傍聴しやすくすべきではないか。

常任委員会予備日及び委員会等予備日を十分に活用するため、予備日は議会活動を優先する旨をルール化すべきではないか。

【検証検討結果】

意見なし

委員会条例を改正すれば、複数の行政部門別常任委員会に所属することが可能となり、より多くの審査、調査に関わることができるが、委員の日程調整等が複雑になるので、複数所属は困難である。

~~また、1日に開催する委員会数は現行どおりとする。が、少数会派の意向を確認する必要がある。~~

予備日は議会活動を優先するのは当然のことであり、ルール化までは必要ない。予備日における議会活動の優先を確認するにとどめる。

4 常任委員会等の審査・調査の方法

(1) 委員会の運営

【現行運用状況】

参考人招致等を協議する委員会を早期に開催できるよう、議案に関する質疑を一般質問の前に行い、速やかに委員会付託を行っている。

特別委員会、検討会等と、常任委員会の所管事項調査との範囲が重複したり、不明確にならないよう、委員長等の中で協議、調整を行っている。

【検討課題等】

議案付託後、直ちに常任委員会を開催し、委員会の運営方法や、議案、請願の審査方法等を委員間で協議する機会を設けることにより、参考人招致や公聴会開催などによる委員会審査の充実を図るべきではないか。なお、このような委員会は、平成20年2月会議で開催実績がある。

~~委員長報告で特に言及した事項及び附帯決議を行った事項については、委員会運営の中で、特に重みを持たせるべきではないか。~~

【検証検討結果】

意見なし

~~委員長報告の意義を鑑み、委員会運営の一環として、委員長報告で特に言及した事項については、委員長の判断により、委員会の所管事項調査の中で、執行部の報告を求める。~~

~~また、附帯決議の意義を鑑み、附帯決議を行った事項については、原則として、委員会の所管事項調査の中で、執行部の報告を求めるものとする。なお、議会基本条例で附帯決議の尊重義務、附帯決議に関する対応状況等の報告義務を規定した例がある。~~

(2) 議案審査、所管事項調査の方法

【現行運用状況】

議員間討議を行いやすくし、論点を分かりやすくするために、議案、請願の審査、所管事項の調査はそれぞれの項目ごとに質疑、質問を行うことを原則としているが、一括説明を受けた場合は、事項別に質疑を行うなど、委員が議論しやすいように委員長において議事運営方法を工夫して運営している。

【検討課題等】

特になし

(3) 議案の審査

【現行運用状況】

会派間で意見が異なる場合等は委員間討議が活発に行われるが、全般的に委員間討議及び討論は活発に行われていない。

【議会改革諮問会議 最終答申】

5 議員間討議の充実

(3) 委員会運営等の改善【一部再掲】

上記のとおり、委員会運営方法の変更は、議員間討議の充実にとって一定の効果があったものの、議員ヒアリングの結果からは、さらに改善が必要であるとの認識があります。また、平成22年度に実施した会派活動ヒアリングの結果では、検討会等での議論は活発であるものの、常任委員会においては、議論しやすいテーマとしにくいテーマがあることや、委員長の運営方法により討議の状況が異なることが分かりました。

そこで、委員会運営のどのような点について改善すれば、議員間討議の充実につながっていくのか、次のとおり整理しました。

行政部門別常任委員会

行政部門別委員会では、執行機関側から執行状況についての報告や議案提出がされることが基本となることもあり、チェック機能としての質問が中心とならざるを得ません。また、国との関連で議案が提出されることも多くあることから、議論の余地があまりなく、元々問題が少ないものもあります。この点については、全ての議案に対し議論が必要というわけではありません。一方、県政独自の課題に関わる事項や、各委員会の重点調査項目などについては、活発な議員間討議が求められます。

平成21年度に諮問会議が実施した議員ヒアリング結果によると、委員会での議員間討議が不十分であるとの意見が多く、その理由として、「委員長による進行によるところが大きい」とするものや、「地元についての発言が中心となりがちで干渉しづらい」といったことが挙げられています。また、県職員アンケートでは、「委員が毎年交代し

テーマも毎年変更されるため、継続した議論ができていない」といった意見も多く出されています。

このため、正副委員長にリーダーシップの発揮できる人を選任することや、正副委員長の責任で議論の対象となる重点課題を絞り込むとともに、委員の任期を2～4年間として継続性を持たせ、ある程度、専門的な議論ができるようにするといった改善が必要ではないかと考えます。また、全県的な視点から議論を展開することで、地元以外の委員も意見を言いやすくなるなど、委員会での議論の進め方も重要となります。

なお、地方自治法上は議員が複数の常任委員会に所属できることになっているものの、三重県議会においては委員会条例において実質1つの行政部門別常任委員会にしか所属できない定めとなっているため、少人数の会派においては、特定の委員会にしか関わることができないという制約があることに留意する必要があります。

特別委員会

特別委員会のテーマや運営状況を見ると、過去に設置された委員会との違いが明確でなく、調査や議論があまり発展していないものがいくつか見受けられます。また、参考人招致や県内外調査、議会広報紙による県民の意見募集なども行われていますが、運営面においては工夫の余地があり、さらに、検討された結果が政策面でどのように活かされたか不明確なものもあります。

特別委員会を設置する目的や運営方法について、予め検討しておく必要があると考えます。特に、当該テーマに関心を持ち、委員会の設置を提案した議員が委員に就任し、できれば正副委員長を務めるなど、委員会設置後も責任を持って進めていくことが重要です。これらにより、特別委員会の運営が効果的に行われ、政策につながる議論が展開できるのではないかと考えます。

【検討課題等】

委員間討議を活発化させるための仕組みが必要ではないか。

常任委員会の正副委員長の人選、委員任期の複数年化をどうするか。

特別委員会の効果的な運営方法をどうするか。

【検証検討結果】

意見なし

委員長の人選は、当選回数等による順送りではなく、リーダーシップを発揮できる人材を優先的に充てる等の工夫が必要である。

委員任期は、平成23年5月に各派世話人会で議論済みであり、現行どおり1年間とする。

意見なし

(4) 請願、陳情の審査

【現行運用状況】

参考人として招致した請願者は、平成 19 年は 11 人、平成 20 年は 14 人であったが、平成 21 年及び平成 22 年は該当がなかった。

なお、平成 23 年は請願者を 1 人、参考人として招致した。

【議会改革諮問会議 最終答申】

2 政策広聴広報の取組

(5) 請願者等の説明機会の保障

議会への住民参加を促すうえで、請願者等の委員会での説明機会を保障することは極めて重要です。三重県議会では、平成 20 年に請願者を参考人招致し、意見陳述の機会を設ける配慮がされていましたが、それ以降は全く実績がない状態です。

会派ヒアリング結果からは、請願者等の便宜を図るため、全会派合同による非公式の「政策担当者会議」が任意に設置され、委員会での審議に先立って意見陳述の機会があるとのことでしたが、公式の公開の会議の場で直接説明する機会を保障することは重要であり、請願者等が希望すれば発言できる機会を保障する制度の検討が必要です。

【検討課題等】

請願者に、委員会での発言機会を保障する制度が必要ではないか。

【検証検討結果】

政策担当者会議（請願聴き取り会）において、請願者から請願の趣旨を確認しており、改めて、委員会における請願者の発言機会を保障する必要はない。委員会で意見を聴く必要があれば、参考人招致を行うことになる。

ただし、請願の制度を県民にもっと広報する必要がある。

(5) 所管事項の調査

【現行運用状況】

説明項目については、執行部から申出があったものに加え、正副委員長のレクチュアで指示のあったものや重点調査項目等を選定している。

委員会説明資料は、正副委員長のレクチュア前に未定稿で配付したり、土日が間にはさむ場合は郵送する等により、委員会前日までに各委員に届けている。

【検討課題等】

所管事項の調査終了後に行われている委員間討議が活発でないため、調査の結果が次回以降の委員会に活かされていない。

【検証検討結果】

意見なし

(6) 公聴会の開催

【現行運用状況】

公聴会の開催実績は次のとおり。

- ・平成 20 年 10 月 22 日 政策総務常任委員会

案 件：「『美し国おこし・三重』三重県基本計画の策定について」

公述人：2 人（公募公述人なし、要請公述人 2 人）

- ・平成 21 年 4 月 22 日 健康福祉病院常任委員会

案 件：「県立病院改革に関する考え方（基本方針）（案）について」

公述人：5 人（公募公述人 3 人、要請公述人 2 人）

【検討課題等】

公述人の募集・選定等の事務の日数を要すること、広く一般から意見を聴取すべき議案等は限られていること等から、公聴会は平成 20 年及び平成 21 年に 1 回ずつ開かれたのみであり、制度が十分に活用されているとは言いがたい。

【検証検討結果】

意見なし

5 出席を求める説明員の範囲

【現行運用状況】

行政部門別常任委員会（予算決算常任委員会分科会を含む）には、部局長、副部長、次長、課長等が出席している。

所管部局以外の職員に出席を求める場合には、出席時間帯を限定する等により、負担の軽減を図っている。

【検討課題等】

会期が長くなって、委員会等の開催回数が多くなれば、職員の負担が増大し、職務に支障が出るのではないか。

【検証検討結果】

現在も必要最小限の出席としているため、現行どおりとする。

6 委員会の県内・県外調査

【現行運用状況】

常任委員会の県内・県外調査については、年間議事予定の中で会期中又は閉会中に調査日程を設定し、複数の委員会が同時に調査を実施している。

調査は下記のルールにより実施している（平成23年5月9日 各派世話人会決定）。

県内調査

- ・ 常任委員会 原則として日帰り調査を2回程度実施
- ・ 特別委員会 日帰りの調査を適宜実施することができる。

県外調査

- ・ 常任委員会 2泊3日以内の行程で1回実施することができる。
- ・ 特別委員会 1泊2日以内の行程で1回実施することができる。
- ・ 議会運営委員会 2泊3日以内の行程で1回実施することができる。

【議会改革諮問会議 最終答申】

5 議員間討議の充実

（4）政務調査の充実

先に述べた委員会等運営の改善と合わせて、委員会等の会議で議員が活発に議論していくには、テーマに関する調査や研究が重要となります。各委員会では、毎年、県内調査と県外調査が必ず行われていますが、必ずしも委員会審議に生かされているとは言えず、ややもすると形式的ではないかと思われるものも見受けられます。また、委員会として県内外調査を行った場合、委員会として有する情報は、各委員や会派が調査を行って持ち寄った場合に比べて限られたものになります。

このため、委員会による県外調査は基本的に廃止し、全委員が現地で状況を共有すべき場合に限って例外的に行うべきではないかと考えます。その代わりに、議員や会派が政務調査により個別に調査し、委員会で持ち寄って議論した方が、多様な情報を多く共有でき、議論が活性化するのではないかと考えます。

平成22年度に実施した「議会・会派・議員活動にかかる状況把握アンケート」結果の中で、3つの活動にかかる今後の意向を聞いたところ、「議員個人の調査・研修等を充実させたい」とする回答が全体の63.2%と多くを占めていたことも踏まえると、議会（委員会）としての調査から議員或いは会派による調査へとシフトしていくべきではないかと考えます。

【検討課題等】

実施回数や実施時期、実施の必要性等、委員会の県内・県外調査をどうするか。

委員会で政務調査費を活用した調査は必要か。政務調査費を活用した方が、各委員の関心に合致した、効果的・効率的な調査が可能になるのではないか。その場合、各委員の調査結果を委員会活動に反映させる必要がある。

【検証検討結果】

委員会調査を「廃止」とすると実施できなくなる。現行においても、県外調査は「実施することができる」という取扱いなので、必要性について委員会で十分協議のうえ実施すればよい。県内調査は現行どおりとする。

政務調査は、委員会調査の補充として、各委員や会派が実施すればよい。

第4 本会議、委員会等の開催経費等

【現行運用状況】

本会議、委員会、協議等の場（代表者会議、全員協議会、議案聴取会、委員長会議、広聴広報会議及び各派世話人会）、検討会等が費用弁償の支給対象となっている。

委員会協議会及び会期中の議案精読等に係る登庁は支給対象外としたが、予算決算常任委員会理事会は、平成22年6月に委員会条例を改正し、支給対象に追加した。

費用弁償の支給対象となっている会議の日に合わせて他の会議を設定するため、当日の会議が立て込んでしまうことが多い。

なお、平成23年1月から、登庁に係る公務雑費（3,000円）を廃止している。

本会議等開催経費（費用弁償、テレビ等中継、会議録等）の推移（平成19年度～22年度）（千円）

		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
費用弁償(参考人旅費を含む)		44,149	45,304	36,156	26,235
テレビ・インターネット中継	本会議	43,911	45,549	46,511	46,511
	委員会	9,918	9,918	10,445	10,445
	小計	53,829	55,467	56,956	56,956
テープ反訳及び会議録印刷	本会議テープ反訳	1,103	1,205	751	878
	本会議録印刷	1,052	1,202	1,141	1,045
	委員会テープ反訳	1,370	2,069	1,763	1,622
	小計	3,525	4,476	3,655	3,545
計		101,503	105,247	96,767	86,736

【検討課題等】

会期が長くなって、本会議、委員会等の開催回数が多くなれば、開催経費が増大するのではないか。

十分な審査・調査が行えるよう、一日に多くの会議を入れずに、余裕のある日程とすべきではないか。

【検証検討結果】

会期日数が増えても、開催経費が直ちに増大するとは限らない。本会議、委員会等の開催回数の増加により、開催経費が増大したとしても、それに見合った活動をしていけば、説明責任は果たせる。

できるだけ余裕のある日程となるよう、議事日程を調整すべきである。

第5 議会と知事との協議

【現行運用状況】

平成21年11月9日に、戦略計画等の議決に関する議会と知事との意見交換を行ったが、協議の方法はルール化されていない。

【検討課題等】

- ① 協議方法のルール化が必要ではないか。

【検証検討結果】

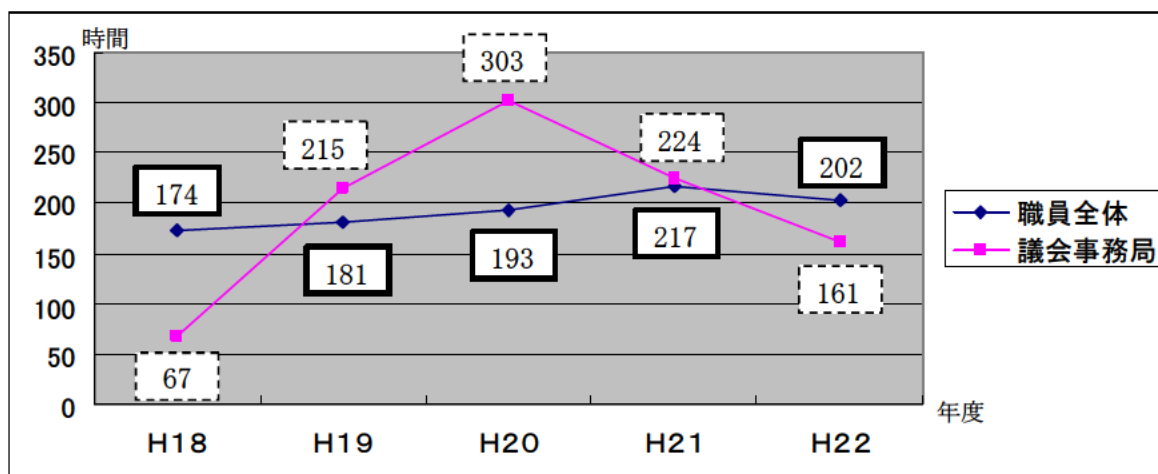
- ① 意見なし 議会と知事とが協議すべき具体的な案件が生じた場合は、原則として公開により、速やかに協議するものとしているので、協議の場を制度化するのではなく、協議の必要があれば、その都度、代表者会議等でその取扱いを検討する。

第6 事務局態勢の充実等

【現行運用状況】

議会の諸活動の増加に伴い、活動の支援に当たる事務局態勢の充実に向け、事務局内の事務分掌の整理、議事嘱託員の配置、業務改善の取組等を行った。

職員一人当たり時間外勤務の推移（平成18年度～22年度）



【検討課題等】

- ① 会期が長くなって、本会議、委員会等の開催回数が多くなれば、日程調整、資料作成等の事前準備、会議録調製等の業務が増加するのではないか。

【検証検討結果】

事務局態勢のさらなる充実が必要である。また、今後、議会に関する人事権、予算編成権が課題となる。

第7 会期等の見直しに関する県民への広報等

【現行運用状況】

会期等の見直しの実施に当たっては、「みえ県議会だより」、「みえ県議会新聞」、「議会ハイライト(三重テレビ)」、「わたしたちの県議会(DVD)」等により、県民への広報を行っている。

【検討課題等】

特になし

第8 議会改革諮問会議最終答申の提言事項

1 議会・会派・議員の活動の在り方

【議会改革諮問会議 最終答申】

4 会期のさらなる見直し

(1) 議会・会派・議員の3つの活動のバランスに配慮

平成22年度に諮問会議が実施した「議会・会派・議員活動にかかる状況把握アンケート」結果によると、議会・会派・議員活動の3つのバランスは、議会活動が32.2%、会派活動が19.7%、議員活動が32.7%、私的活動が15.4%となっていました。議員の現状認識としては、「バランスはちょうど良い」が65.8%、「議会活動の割合が大き過ぎる」が14.6%、「議員活動の割合が大き過ぎる」9.8%、「会派活動の割合が大き過ぎる」が4.9%で、多くの議員は、現状を肯定している状況です。

しかし、3つの活動にかかる今後の意向としては、「議員個人の調査・研修等を充実させたい」が64.1%、「議会(委員会等)での調査・審議等を充実させたい」が20.5%、「会派での調査・検討等を充実させたい」が7.7%、「私的な活動を充実させたい」が2.6%となっており、議員個人の活動を充実させたいという意向が強くあります。

このため、議会活動だけでなく、会派や議員の活動も含めて、3つの活動全体のバランスを図りながら、会期の在り方について検討していく必要性が改めて確認されました。

5 議員間討議の充実

(5) 会派活動の役割

平成21年度に実施した議員ヒアリングでは、会派による拘束が議員の自由な発言を拒んでいるとの意見がいくつか出されていたこともあり、平成22年度に会派活動ヒアリングを実施し、その実態を整理しました。その結果、各委員会や検討会等に共通して、会派による拘束は特に設けておらず、各会議の審議事項の決定はあくまで採決前であり、当初から決定方針を有しているわけではないことが分かりました。従って、会派運営上においては、会派拘束により議員の発言が阻まれているとまでは言えない状況にあります。

また、各会派においては、委員会等での審議事項について参加議員が議論する際、基本的に発言は自由となっており、かつテーマによっては、相当の時間を確保して議論を重ねているという実態があります。こうした機会があることにより、所属委員以外の議員の意見も聞くことができ、その後の委員会等での議論も活性化することができるのではないかと考えます。この点においては、会派活動は個々の議員が各委員会等で活動する際の支援的な役割も果たしているわけであり、今後、こうした面も意識した会派活動が期待されるところです。

【検討課題等】

バランスのとれた議会・会派・議員活動をどのように実現するか。

【検証検討結果】

活動のバランスは、個々の議員の裁量によるところが大きい。年間議事計画は予め決定されているので、その中で議員個人の責任で活動すればよい。

2 政策広聴、市町議会との交流・連携

【議会改革諮問会議 最終答申】

4 会期のさらなる見直し

(3) 政策広聴や市町議会との交流・連携を踏まえた議会活動

先に諮問会議が平成 21 年度に実施した県民アンケート結果からは、県議会と直接、意見交換できる場などの広聴の取組を求める意見が多くありました。また、同年度に実施した市町議会アンケート結果からは、県議会との交流・連携を求める高い意向があることも明らかになりました。

以上のような意向に対して、平成 22 年度に実施した「議会・会派・議員活動にかかる状況把握アンケート」結果によると、議員個人としては議会報告会などを地元で開催し、選挙区の住民や市町議会議員と意見交換等を行っている方もみえますが、その取組状況は個人により差が見受けられます。

県議会議員は、「地域の住民の代表」であり「県民全体の代表」でもあるという2つの面を持っているものの、二元代表制の一翼を担い、その機能を十分に発揮していくためには、議会として民意を共有し、議論を通して、議会としての方向性を導き出していくことが求められます。

このため、県議会総体として議会報告会を行ったり、出前県議会や意見交換会など政策広聴の場を増やしたり、市町議会との交流・連携などを通じて、民意を把握し地域課題を共有する取組が極めて重要です。これらの取組が年間の議会活動の中に組み込まれるよう、調整していく必要があります。

【検討課題等】

議会報告会、出前県議会、意見交換会等をどのように実施し、議会活動の年間スケジュールにどのように組み込むか。

市町議会との交流・連携をどのように進め、議会活動の年間スケジュールにどのように組み込むか。

【検証検討結果】

議会報告会、出前県議会、意見交換会等の取組は必要なので、年間スケジュールに組み込むべきである。実施方法の詳細は、広聴広報会議で具体的な検討をしている。

市町議会との交流・連携会議等の取組は必要なので、年間スケジュールに組み込むべきである。実施方法の詳細は、議会改革推進会議で具体的な検討をしている。

3 通任期制につながる議会活動

【議会改革諮問会議 最終答申】

4 会期のさらなる見直し

(4) 4年間の政策サイクル「通任期制」につながる議会活動

先の(1)～(3)を実現させていくためには、従来よりも議会活動の日数が多くなることから、日程の確保が難しくなることが予想されます。

このため、1年間の議会活動スケジュールだけでなく、議員任期の4年間を通して具体化を図っていくことが重要となります。

例えば、県内全域で議会報告会や市町議会との交流・連携会議を実施しようとした場合、地理的に広い県域を有する三重県では、1年間で全ての圏域を回るのはかなり難しいのではないかと推察されます。そこで、2～4年間のサイクルで、全域をカバーできるようなスケジュールを検討する必要があるでしょう。

また、これと合わせて、議会活動の中心的な役割を果たす各常任委員会の委員任期を従来の1年間から2～4年間とするなど、議会スケジュールと連動した見直しをすることも重要となります。

さらに、三重県議会が平成17年にまとめた「二元代表制における議会の在り方」最終検討結果報告書の中で、中長期的な視点に立った新しい「政策サイクル」(議会による政策方向の表明(Plan) 政策決定(Decide) 執行の監視・評価(Do - See) 次の政策方向の表明(Plan))を概念的なものからより具体的なものにしていくためには、単年度での議会活動だけでなく、4年間を見据えた議会活動を考慮しておく必要があります。

例えば、県総合計画の戦略計画(4年間の施策・事業等を盛り込んだもの)が議会の議決対象とされましたが、この計画へ多様な民意を持ち寄った議会の意思を反映させていくためにも、4年間の議会活動をどうしていくかという視点が重要となります。なお、その具体化に当たっては、先に述べた各常任委員会の委員任期や運営の在り方も大いに関連してくることになります。

【検討課題等】

4年間の政策サイクル「通任期制」に向けた取組をどうするか。

【検証検討結果】

4年間の任期を踏まえた取組も必要だが、通任期制は中長期的な課題とする。

参考資料 1

第 6 回会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議の概要 (四日市市議会における通年議会の取組に関する調査)

平成 24 年 1 月 10 日開催

1 四日市市議会の説明概要

通年議会は、議員政策研究会(全議員で構成)の議会基本条例分科会(定員 20 人)の中で検討され、平成 22 年度に設置した特別委員会(定員 11 人)で条例案を取りまとめた。

会期を通年とすることにより、議会の招集権や専決処分の問題がクリアできる。

議員の任期が 5 月に始まることにあわせ、5 月から翌年 4 月までを会期としている。5 月に開会議会を開催し、従来の定例会に替わる定例月議会を 6 月、9 月、11 月、2 月に開催する。従来の臨時会は、必要に応じ緊急議会として開催する。

常任委員会の所管事務調査の活発化も目的の一つである。従来の閉会中は、継続調査として行われていたため制約が多かったが、通年議会の導入により、年間を通じて何の制約もなしに調査を行うことが可能となった。積極的に活動を行う委員会も出てきている。

議員と執行部との議論を深めることを目的に、本会議及び委員会において、執行部からの反問権を認めている。反問は、質問の趣旨確認だけでなく、反論することも含まれる。

執行部への文書質問制度を新設した。議会期間中を除き、一般質問と同程度の質問を行うことができ、答弁書はホームページで公開している。現時点で 3 人、13 件の実績あり。

2 主な質疑応答の概要

(委員) 通年議会の導入により、執行部の負担は増えているか。

(市議会) 通年議会に伴うものではなく、委員会の所管事務調査の増加、文書質問への対応等により、負担は増えている。文書質問への答弁書は「速やかに」提出する必要がある。

(委員) 請願者から請願趣旨の聴取を行っているか。

(市議会) 請願者から請願趣旨を聴取する規定を新たに追加した。意見陳述を希望する請願者からの申出を受け、委員会で認めている。昨年6月以降の請願8件中、7件で聴取した。

(委員) 通年議会にしてよかったこと、よくなかったことは何か。

(市議会) よかったことは専決処分がなくなること。年度末の税条例改正や、衆議院解散の際の補正予算など、今まで何の疑問もなく専決処分していたものを議会で審議できる。よくないことは今後出てくるかも知れない。

(委員) 一事不再議はどのように取り扱っているか。

(市議会) 定例月議会を一つの議会期間ととらえ、同一の議会期間中は、議決された事件を再び提出することができないこととしている。

(委員) 通年議会の導入に当たって、事務局体制を強化したか。

(市議会) 議会基本条例34条に事務局の機能強化及び組織体制の充実を規定したが、全体的な減員の流れの中で、事務局の人員増は極めて難しい。

(委員) 通年議会の導入により、経費は増加したか。

(市議会) 議会報告会を新たに始めたが、会場使用料等の経費増だけで、余り変わらない。

(委員) 通年議会に踏み切った要因は何か。

(市議会) 通年で議員間討議を活発に行い、委員会を中心に市民のために活動すること。

(委員) 通年議会の導入により、執行部の負担が増えて支障が生じていないのか。

(市議会) 執行部は議事日程が議会主導で全て決められていくことを心配していたが、運用規程に「議会期間日程の調整」に関する規定を盛り込み、十分な調整を行うこととした。

(委員) 通年議会に対する市民の反応はどうか。

(市議会) 外形的には余り変わっていないのに、1年中本会議を開いているという誤解を持たれる市民がいるが、委員会活動が活発に行われるようになったことが一番大きい。

(委員) 通任期制について検討しているか。

(市議会) 特別委員会で議論されたようだが、まず通年でやってみようという結論となった。

参考資料 2

第7回会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議の概要 (大山礼子駒澤大学教授の講演及び意見交換)

平成24年2月20日開催

1 講演の概要

中世の議会では、王様が特定の議題について召集しており、会期不継続原則は当たり前だった。定期的に議会が召集されるようになって、冬場の農閑期に開催されていた。

欧米諸国では会期の長期化が顕著であり、ドイツのように常設制としている国もある。会期不継続原則は緩和されており、議員任期を意味する議会期概念も浸透しつつある。

日本の帝国議会では、会期決定は勅命で行われており、政府主導であった。現行の国会では、議案をより多く成立させるために会期の長期化を図る与党と、国会戦術として会期不継続原則を活用して議案を廃案にしようとする野党との綱引きであった。

国会では、常任委員は議員の任期中その任にあること、衆議院総選挙時に参議院で継続審査中の議案は次会期に継続しないこと等、議会期概念が部分的に導入されている。

今回の地方自治法改正案は、通年会期を選択肢として明示することにより、地方議会の自由な検討を促す趣旨である。主に市町村議会を念頭に置いて、幅広い層の住民参画や、住民にとっての予見可能性を高めることを目的として設計されている。地方制度調査会からの意見により、地方議会の会期制度案から「一月中の招集」や「毎月一日以上開催」の内容は削除され、より自由度を高めて運用することが可能となった。

年4回制の短い会期の議会に対して、議員は会期中しか働いていないと住民は思っている。本当はそうではないが、そういうイメージを持たれやすい。通年制は、そういう誤解を取り払い、イメージアップを図ることにつながる。

地方分権が進み、首長の権限が大きくなると、議会の行政監視の必要性が高まる。緊急の場合も含め、議会がいつでも活動できる状態にあることが重要であり、通年制の導入により、通年で行政監視態勢をとる意義は大きい。

2 主な意見交換の概要

(委員) 定例会年2回制と比較して、通年制のメリットはどこにあるか。

(講師) 住民から見て、議会は休んでいるときがあるというのが不信の元になる。不信感を取り除き、議員が働いていることを示すための手段として、通年制は有効である。また、通年制の導入により、行政監視の通年化が可能となり、緊急の場合にすぐに対応できる。

(委員) 通任期制についてはどうか。

(講師) 地方制度調査会でも議論されたが、今回はそこまで一足飛びに行くのではなく、通年制をはっきりと選択肢に入れる改正案となった。個人的には、通任期制でいいと思う。通任期制にするのであれば、議会の役職も通任期にすべきである。

(委員) 議長の議会招集権は必要か。

(講師) 招集権は、議長に当然与えるべき。ただし、通年制の導入で招集権の有無は問題でなくなる。

(委員) 地域主権、地方分権の流れの中で、地方自治法はどうあるべきか。

(講師) 地方自治法の縛りはなくなっていく方向にある。住民と議会の関係等の最低限のことは規定すべきだが、議会運営の詳細な規定は不要。通年制は現行の地方自治法でも可能だが、今回の改正は、地方議会の自由度を高め、定例会や臨時会の枠組みに縛られる必要はないことを明示するものである。

(委員) 住民参画を得るためにはどうすればよいか。

(講師) 議会活動、会派活動、議員活動の3つのレベルごとに住民との関係が重要になる。3つのレベルを常に意識し、バランスのとれた活動をすることが必要である。

(委員) 大きく困ることがないのであれば、通年制を導入すればよいのではないか。

(講師) 会期は形式なので、年4回の活動パターンを変えずに通年制とすることは可能である。通年制にしても、1年中同じペースで活動する必要はなく、まとまった期間を休会にしてもよい。

会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議の経過

平成 23 年

- 6月14日 議会改革推進会議役員会
・会期等の見直しに関して、プロジェクト会議において検証検討を行うことを決定
- 6月24日 議会改革推進会議役員会
・会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議を設置
- 7月15日 第1回会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議
・会期見直しに関する過去の検証検討結果について
・議会改革諮問会議の最終答申について
・今後の進め方について
- 9月29日 第2回会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議
・通年議会を採用する場合の検討課題について
・全国における通年議会の取組状況について
・地方自治法の一部を改正する法律案について
- 11月7日 第3回会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議
・検討課題等の抽出について
- 12月7日 第4回会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議
・検討課題等に関する各委員の意見等について
- 12月14日 第5回会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議
・検討課題等に関する各委員の意見等について

平成 24 年

- 1月10日 第6回会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議
・四日市市議会における通年議会の取組について
- 2月20日 第7回会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議
・地方議会の会期制度について（大山礼子駒澤大学教授の講演）

2月29日 第8回会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議
・定例会の招集回数及び会期設定の在り方について

3月13日 第9回会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議
・検証検討結果報告の中間案（素案）について

3月30日 第10回会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議
・検証検討結果報告（中間案）に対する会派意見について

4月19日 第11回会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議
・検証検討結果報告（中間案）に対する執行部の意見聴取について

6月21日 第12回会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議
・定例会の招集回数及び会期設定の在り方について
・検証検討結果報告（中間案）に対する執行部意見の取扱いについて
て
・委員長報告及び附帯決議の取扱いについて

7月13日 第13回会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議
・定例会の招集回数及び会期に関する執行部の意見聴取について
・検証検討結果報告（最終案）について
・三重県議会定例会の招集回数に関する条例の改正案について

「会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議」 の設置について

平成23年6月14日の議会改革推進会議役員会で、会期等の見直しに係る検証及び検討を行うため、プロジェクト会議を設置することが決定されたので、次のとおり処置する。

1 名称

「会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議」

2 目的

会期等のさらなる見直しに関する検証及び検討を行い、結果を取りまとめる。

3 構成

9名の委員で構成する。

(新政みえ4名、自民みらい4名、少数会派1名)

正副座長については、議会改革推進会議役員から選出する。

(座長は杉本熊野議員、副座長は自民みらいから)

4 その他

検討方法、スケジュールは、発足後のプロジェクト会議において定める。

(平成23年6月24日 三重県議会議会改革推進会議役員会決定)

会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議委員名簿

座長	杉本熊野	(新政みえ)
副座長	津田健児	(自民みらい)
委員	小島智子	(新政みえ)
委員	東豊	(鷹山)
委員	津村衛	(新政みえ)
委員	小林正人	(自民みらい)
委員	舘直人	(新政みえ)
委員	水谷隆	(自民みらい)
委員	岩田隆嘉	(自民みらい)

検証検討結果報告に係る今後の検討項目

頁数	検証検討結果報告の該当部分		今後の検討項目	所管する会議
	項目	検証検討結果の内容		
7	第1 定例会の招集回数及び会期 会期の設定方法 会期の始期及び終期	<p>会期を通年とすることで、議会活動の比重が大きくなり、地域での議員活動の時間が減少するおそれがあることや、執行部の行政能率への影響といった懸念があるため、通年議会の導入に当たっては、これらの課題に十分配慮することが必要であり、現行のスケジュールを基本として、年間議事予定を組むことが適当と考える。</p> <p>会期の設定については、先行自治体議会パターンを採用し、3月末の税制改正関連の条例案審議等を考慮して、年度単位で区切るのではなく、始期を1月、終期を12月とすることが適当と考える。</p>	年間議事予定の作成	議会運営委員会
7	第1 定例会の招集回数及び会期 通年議会を採用する場合の検討 課題 ア 開議・閉議に係るルールの設定	会期が長期になると、開議・閉議に係る議長の裁量が大きく拡大することから、知事から付議すべき議案等を示したうえで開議の請求があった場合は、議長は7日以内に本会議を開催しなければならないというルールを設定する。	具体的なルールの設定	議会運営委員会
7	第1 定例会の招集回数及び会期 通年議会を採用する場合の検討 課題 ウ 一事不再議の原則を適用しない 場合	事情の変更があったときは、一事不再議の原則の適用がない旨、会議規則で規定する。 事情の変更があったときの判断基準については、今後、検討する必要がある。	会議規則の改正及び事情 変更があったときの判断 基準	議会運営委員会
17	第2 本会議の運営方法等 9 会議録の調製について	発言内容の確定時期及び会議録調製の期間については、今後、検討する必要がある。	発言内容の確定時期及び 会議録調製の期間	議会運営委員会
21	第3 委員会の運営方法等 4 常任委員会等の審査・調査の 方法 (1)委員会の運営	<p>委員長報告の意義を鑑み、委員会運営の一環として、委員長報告で特に言及した事項については、委員長の判断により、委員会の所管事項調査の中で、執行部の報告を求める。</p> <p>また、附帯決議の意義を鑑み、附帯決議を行った事項については、原則として、委員会の所管事項調査の中で、執行部の報告を求めるものとする。なお、議会基本条例で附帯決議の尊重義務、附帯決議に関する対応状況等の報告義務を規定した例がある。</p>	委員長報告及び附帯決議 の取扱い	委員長会議

議提議案第 号

三重県議会定例会の招集回数に関する条例の一部を改正する条例案

右 提 出 す る。

平成二十四年 月 日

提出者

三重県議会定例会の招集回数に関する条例の一部を改正する条例

三重県議会定例会の招集回数に関する条例（昭和三十一年三重県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

本則中「毎年二回」を「毎年一回」に改め、本則を本則第一項とし、本則に次の一項を加える。

2 議員の任期満了による一般選挙が行われる年の三重県議会定例会は、前項の規定にかかわらず、年二回これを招集する。

附 則

この条例は、平成二十五年一月一日から施行する。

提案理由

定例会の会期の見直しに伴い、定例会の招集回数について、所要の改正を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

三重県議会定例会の招集回数に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>1 三重県議会定例会は、毎年一回これを招集する。</p> <p>2 議員の任期満了による一般選挙が行われる年の三重県議会定例会は、前項の規定にかかわらず、年二回これを招集する。</p>	<p>三重県議会定例会は、毎年二回これを招集する。</p>